

<評価の指標>

- ・・・計画最終年度（R6）の計画（目標値）に対する実績値の割合が80％以上
- ・・・計画最終年度（R6）の計画（目標値）に対する実績値の割合が50％～79％
- ・・・計画最終年度（R6）の計画（目標値）に対する実績値の割合が50％未満

令和6年7月16日
第2回多摩市子ども・子育て会議
報告資料2-2-①

事業区分	関連する基本施策	備考	担当課	目標事業量							
				R6		R5					
				計画（目標）値		実績		推進状況 評価結果	推進状況 割合	目標値と実績値に係る増減理由	課題・今後の方向性
認定こども園・幼稚園 （1号認定）	1-①：子育てのための支援	確保量	子ども・若者政策課	2,211	人	2,060	人	➡	93.2%	計画と同程度で、利用定員数を確保した。	少子化の影響から、地域によって空き定員がある施設もある。反対に、集合住宅の新設により待機児童が生じているエリアもある。引き続き、地域のニーズを適切に把握しニーズ量の確保及び施設の安定的運営を図る必要がある。
認定こども園・保育所 （2号認定）	1-①：子育てのための支援	確保量	子ども・若者政策課	1,827	人	1,750	人	➡	95.8%	計画と同程度で、利用定員数を確保した。	
地域型保育・認定こども園・保育所 （3号認定）	1-①：子育てのための支援	確保量	子ども・若者政策課	1,593	人	1,479	人	➡	92.8%	計画と同程度で、利用定員数を確保した。	
利用者支援事業	1-①：子育てのための支援 1-②：子どもの人権の尊重 2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援 2-③：妊娠・出産期からの切れ目のない支援	地域子育て支援拠点 実施箇所数	公立保育園 （子育てセンター）	10	箇所	1	箇所	➡	100.0%		引き続き、地域子育て支援拠点において地域の身近な相談場所として、寄り添った活用を行っていく。今後は、児童館や保育施設等を含め、幅広く市内の子育て支援施設で展開できるよう検討する。 また、子育てマネージャーの年齢層が上がっており、事業の継承が危ぶまれている。事業の再編や職員配置について早急に検討する必要がある。
			子ども家庭支援センター			2					
			児童青少年課 （児童館）			7 （1）※1					
地域子育て支援拠点	1-①：子育てのための支援 1-②：子どもの人権の尊重 2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援	常設子育てひろば 実施箇所数	公立保育園 （子育てセンター）	10	箇所	1	箇所	➡	100.0%		育休が明けると平日は子育てひろばを利用できなくなることから、利用の中心が0歳と1歳となっており、利用者数が減少している。今後本格実施となっていく「こども・誰でも通園制度」も子育てひろば利用に影響してくることが想定されることから、利用状況を注視し、今後の事業展開を検討する必要がある。 引き続き、地域に身近な施設として気軽に立ち寄って他の世帯と交流ができるような、孤立させない子育て環境づくりに取り組んでいく。
			子ども家庭支援センター			2					
			児童青少年課 （児童館）			7 （1）※1					
妊婦健康診査	1-①：子育てのための支援 1-②：子どもの人権の尊重 2-②：安定した家庭生活に向けた支援 2-③：妊娠・出産期からの切れ目のない支援	受診回数	健康推進課	14	回	14	回	➡	100.0%		妊婦健康診査事業については、妊婦健康診査の重要性を普及啓発し、確実に受診することを勧め、妊婦の経済的負担を軽減するとともに健康管理の向上を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業	1-①：子育てのための支援 1-②：子どもの人権の尊重 2-②：安定した家庭生活に向けた支援 2-③：妊娠・出産期からの切れ目のない支援	延べ訪問人数	健康推進課	860	人	664	人	➡	77.2%	出生数の減少が影響していると考えられる。	生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行うため、出生通知提出後のできるだけ早い時期の訪問実施が可能な体制構築に努めていく。
養育支援訪問事業	1-②：子どもの人権の尊重 1-③：専門的な知識及び技術を要する支援の推進 2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援	育児・家事援助＋ 専門的相談支援延べ人数	子ども家庭支援センター	4,000	人	3,846	人	➡	119.3%	子ども家庭支援センターのワーカー増員等もあり、活動件数が増加している。	引き続き、支援を必要とする家庭の支援を行い、適切な養育の実施を確保する。
			健康推進課			631				出生数の減少に加え、人的体制も限られていることが影響していると考えられる。	引き続き支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊娠期から切れ目ない支援を行い、必要に応じ関係機関と連携し継続支援を行う。
子どもショートステイ事業	2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援	確保量	子ども家庭支援センター	2,190	人 （枠）	2,555	人 （枠）	➡	116.7%	児童養護施設及び養育協力家庭との契約が6となり、確保量の増加につながった。	セーフティネット事業でもあるため、引き続きニーズに対応できるよう事業に取り組むとともに、担い手の確保について取り組んでいく。
ファミリー・サポート・センター	2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援 3-①：地域社会全体での子育て支援	年間活動実績数	子ども家庭支援センター	5,000	件	2,613	件	➡	52.3%	出生数の減少や、コロナ禍での働き方の変化によるニーズの減少等が考えられる。	引き続き提供会員の確保に取り組むとともに、子育て家庭のニーズに柔軟に対応することにより、活動件数の増加に努める。
一時預かり事業	2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援	幼稚園・保育所一時保育延べ利用者数	子ども・若者政策課	82,700	人	44,350	人	➡	54.7%	出生数の減少や、コロナ禍での働き方の変化によるニーズの減少等が考えられる。	認可保育所における一時保育では、短時間就労・就学だけではなくリフレッシュ目的での利用も積極的に案内を行った。幼稚園型一時預かりでは、幼稚園利用家庭の多様化する保育ニーズに沿った対応ができている。引き続き、他の一時預かりサービスとの住み分けや差別化を図り、ニーズに沿った支援をしていく必要がある。
		リフレッシュ一時保育延べ利用者数	子ども家庭支援センター			876				出生数減少により、利用する児童自体が減っていることが原因と考えられる。	他の子育て支援サービスも多様化する中で、市民ニーズを捉えながら事業に取り組んでいく。
延長保育事業	2-①：安心できる保育体制の充実	認可保育所＋認定こども園実施箇所数	子ども・若者政策課	23	箇所	24	箇所	➡	104.3%	令和3年4月に1園開所したため、計画策定時より増加している。	引き続き、通勤時間や残業等の事情により利用する家庭の保育ニーズに沿った事業を行う必要がある。
病児・病後児保育事業	2-①：安心できる保育体制の充実	確保量	子ども・若者政策課	2,880	人 （枠）	2,880	人 （枠）	➡	100.0%		引き続き保護者の子育てと就労等との両立支援を図るため、保護者のニーズに沿った形での事業実施を行っていく。
学童クラブ	1-①：子育てのための支援 2-①：安心できる保育体制の充実 2-②：安定した家庭生活に向けた支援	確保量	児童青少年課	1,916	人	1,921	人	➡	100.3%	計画通り定員数を維持した。	待機児が多く出ている学童クラブもある一方、定員に空きが多く出ている学童クラブもある。また、保護者が就労などによる児童の監護を目的とするもの以外でも、地域の中で子ども達が安全安心に過ごせる場が少ないことから、比較的保護者の勤務時間や利用日数の短い児童の利用希望者が増加していることが考えられる。今後は、放課後子ども教室の実施日数を充実し、施設整備によらない待機児童対策を進めていく。
実費徴収に係る補足給付事業	2-①：安心できる保育体制の充実	実施箇所数	子ども・若者政策課	9	箇所 （枠）	8	箇所 （枠）	➡	88.8%	事業対象となる世帯の児童が在籍する施設がまとまっていたことから、計画値よりやや減となった。	生活保護世帯を含む低所得者世帯に対する補助であり、近隣他市でも同様の補助を実施しているため、地域格差を生まないためにも引き続き実施していく必要がある。

※1：（ ）の数字は地域子育て支援拠点箇所数のうち、一ノ宮児童館の連携館である桜ヶ丘児童館の内数を示します。